

「地域建設業経営強化融資制度」及び「下請セーフティネット債務保証事業」の利用について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針においては、下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適正な運用、中間前金払・出来高部分支払制度や地域建設業経営強化融資制度又は下請けセーフティネット債務保証事業の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図ることとされました。

そこで、今後、香南市が発注する建設工事の請負代金の債権譲渡を承諾することにより、市と工事請負契約を締結した建設業者が以下の制度を利用できる環境整備を行いましたのでお知らせします。

1. 制度の概要

(1) 地域建設業経営強化融資制度

建設業者が、公共工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けることが可能となる制度です。

(2) 下請セーフティネット債務保証事業

下請セーフティネット債務保証事業は、事業協同組合等が行う転貸融資と当振興基金の債務保証とを組み合わせることにより、公共工事を受注・施工している建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払条件の改善を図るための事業です。

※ 地域建設業経営強化融資制度による融資と下請セーフティネット債務保証事業による融資はいずれかを選択して利用できます。

2. 債権譲渡承諾に関する事項

(1) 対象工事

市が発注する請負代金額が130万円を超える工事

(※工期が複数年度にわたる工事で最終年でないもの等、一部対象外となる工事があります。)

(2) 譲渡債権の範囲

工事請負代金から前払金等の支払済額を控除した額の範囲内

(3) 債権譲渡の承諾申請ができる時期

工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降、請負代金の請求を行っていない時期

(4) 対象となる建設業者

資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者

(5) 債権譲受先

下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業強化融資制度の適用を受ける場合において、債権譲渡先として規定されている事業協同組合等（高知県建設業協同組合を除き、本市の区域を活動地区に含むものに限る。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者。ただし、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化又は下請保護に資する資金の貸付事業を行う者に限る。

3 適用日

令和元年5月10日

4 その他

融資に関することは、融資を受けられる譲受人にお問い合わせください。